

令和 3 年 第 3 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

令和 3 年 9 月 1 日 提出

目 次

議案第 8 8 号	令和 3 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 6 号) -----	1
議案第 8 9 号	令和 3 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計補正予算 (第 2 号) -----	3 1
議案第 9 0 号	茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条 例 -----	4 0
議案第 9 1 号	旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行 条例の一部を改正する条例 -----	4 1
議案第 9 2 号	令和 2 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計利益の処分について -----	4 5
議案第 9 3 号	和解について -----	4 7
議案第 9 4 号の 1	市道路線の認定について -----	5 2
議案第 9 4 号の 2	市道路線の認定について -----	5 5
議案第 9 4 号の 3	市道路線の認定について -----	5 8
議案第 9 4 号の 4	市道路線の認定について -----	6 1
議案第 9 4 号の 5	市道路線の認定について -----	6 4
議案第 9 4 号の 6	市道路線の認定について -----	6 7
議案第 9 4 号の 7	市道路線の認定について -----	7 0
議案第 9 4 号の 8	市道路線の認定について -----	7 3
認定第 1 号	令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出 決算の認定について -----	7 6
認定第 2 号	令和 2 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算の認定について -----	7 7

認定第 3 号	令和 2 年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	7 8
認定第 4 号	令和 2 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	7 9
認定第 5 号	令和 2 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	8 0
認定第 6 号	令和 2 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算の認定について -----	8 1
認定第 7 号	令和 2 年度茅ヶ崎市病院事業会計決算の認定について -----	8 2
報告第 1 4 号	令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費精算報告について -----	8 3
報告第 1 5 号	令和 2 年度茅ヶ崎市健全化判断比率について -----	8 8
報告第 1 6 号	令和 2 年度茅ヶ崎市資金不足比率について -----	9 0
報告第 1 7 号	専決処分の報告について -----	9 2
報告第 1 8 号	専決処分の報告について -----	9 3

令和 3 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 3 年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,398,610 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 78,064,951 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の変更及び廃止は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の追加及び変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 3 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		14,078,361	501,165	14,579,526
	1 国庫負担金	11,732,417	40,583	11,773,000
	2 国庫補助金	2,292,830	460,582	2,753,412
16 県支出金		5,803,102	107,676	5,910,778
	1 県負担金	4,260,300	79,182	4,339,482
	2 県補助金	1,058,701	28,494	1,087,195
18 寄附金		144,160	1,924	146,084
	1 寄附金	144,160	1,924	146,084
19 繰入金		1,235,491	△524,118	711,373
	1 基金繰入金	1,235,337	△524,118	711,219
20 繰越金		840,748	3,272,363	4,113,111
	1 繰越金	840,748	3,272,363	4,113,111
22 市債		5,564,500	39,600	5,604,100
	1 市債	5,564,500	39,600	5,604,100
歳 入 合 計		74,666,341	3,398,610	78,064,951

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		7,821,122	3,107,308	10,928,430
	1 総務管理費	6,018,180	3,048,851	9,067,031
	2 徴税費	760,082	30,000	790,082
	3 戸籍住民基本台帳費	791,224	28,457	819,681
3 民生費		35,921,538	20,831	35,942,369
	1 社会福祉費	14,953,341	20,831	14,974,172
	2 児童福祉費	16,680,892	0	16,680,892
4 衛生費		9,239,729	111,528	9,351,257
	1 保健衛生費	5,165,964	111,528	5,277,492
5 労働費		242,794	0	242,794
	1 労働諸費	242,794	0	242,794
7 商工費		1,742,404	108,512	1,850,916
	1 商工費	1,742,404	108,512	1,850,916
8 土木費		5,210,728	37,480	5,248,208
	4 都市計画費	3,027,608	37,480	3,065,088
9 消防費		2,531,914	0	2,531,914
	1 消防費	2,531,914	0	2,531,914
10 教育費		5,881,769	12,951	5,894,720
	2 小学校費	1,662,900	4,702	1,667,602
	3 中学校費	765,028	8,249	773,277
歳 出 合 計		74,666,341	3,398,610	78,064,951

第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
7 商工費	1 商工費	道の駅整備推進事業	275,857	令和2年度	38,300	128,303	令和2年度	38,300
				令和3年度	134,270		令和3年度	90,003
				令和4年度	103,287			

第 3 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
7 商 工 費	1 商 工 費	道 の 駅 整 備 推 進 事 業	157,564

第 4 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
燃やせるごみ収集運搬業務委託経費	令和3年度 ） 令和4年度	千円 112,442
保健所情報機器賃借料	令和3年度 ） 令和8年度	千円 45,893

廃 止

事 項	補 正 前		補 正 後		備 考
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
国道134号道路改良 外工事設計積算等業務 委 託 経 費	令和4年度	千円 5,225	—	千円 —	事業の進捗状況を ふまえて工程 を精査したため

第 5 表 地 方 債 補 正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補正前	補正後	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	限度額	限度額			
東 海 岸 寒 川 線 街 路 事 業		13,700	普通貸借又は証券発行。 事業の進捗その他の都合により起債前借り又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、民間等資金の場合には、その債権者との融資条件による。 ただし、市財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借り換えることができる。
計	5,564,500	5,604,100			

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
道 の 駅 整 備 推 進 事 業	27,700	53,600
計	5,564,500	5,604,100

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	14,078,361	501,165	14,579,526
16 県支出金	5,803,102	107,676	5,910,778
18 寄附金	144,160	1,924	146,084
19 繰入金	1,235,491	△524,118	711,373
20 繰越金	840,748	3,272,363	4,113,111
22 市債	5,564,500	39,600	5,604,100
歳 入 合 計	74,666,341	3,398,610	78,064,951

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	7,821,122	3,107,308	10,928,430
3 民生費	35,921,538	20,831	35,942,369
4 衛生費	9,239,729	111,528	9,351,257
5 労働費	242,794	0	242,794
7 商工費	1,742,404	108,512	1,850,916
8 土木費	5,210,728	37,480	5,248,208
9 消防費	2,531,914	0	2,531,914
10 教育費	5,881,769	12,951	5,894,720
歳 出 合 計	74,666,341	3,398,610	78,064,951

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
89,850	0	1,924	3,015,534
263,593	0	0	△242,762
122,024	0	1,379	△11,875
11,314	0	0	△11,314
92,217	25,900	0	△9,605
18,490	13,700	0	5,290
47	0	0	△47
11,306	0	0	1,645
608,841	39,600	3,303	2,746,866

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	14,078,361	501,165	14,579,526
1 国庫負担金	11,732,417	40,583	11,773,000
2 衛生費国庫負担金	125,444	40,583	166,027
2 国庫補助金	2,292,830	460,582	2,753,412
1 総務費国庫補助金	227,603	89,850	317,453
2 民生費国庫補助金	1,067,871	263,593	1,331,464
3 衛生費国庫補助金	521,494	52,947	574,441
4 商工費国庫補助金	195	13,035	13,230
5 土木費国庫補助金	291,827	18,490	310,317
6 消防費国庫補助金	11,595	47	11,642
7 教育費国庫補助金	172,233	11,306	183,539

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費負担金	40,583	2 感染症患者入院医療費負担金 (3 / 4) 3 感染症発生動向調査事業費負担金 (1 / 2)	16,762 23,821
3 地方創生臨時交付金	89,850	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	89,850
4 地方創生臨時交付金	263,593	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	263,593
3 地方創生臨時交付金	52,947	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	52,947
1 商工費補助金	3,535	1 社会資本整備総合交付金	3,535
2 地方創生臨時交付金	9,500	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	9,500
4 都市計画費補助金	6,490	1 社会資本整備総合交付金	6,490
6 地方創生臨時交付金	12,000	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	12,000
2 地方創生臨時交付金	47	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	47
5 地方創生臨時交付金	11,306	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	11,306

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	8	労働費国庫補助金	12	11,314	11,326
16	県支出金		5,803,102	107,676	5,910,778
	1	県負担金	4,260,300	79,182	4,339,482
	3	商工費県負担金	112,251	79,182	191,433
	2	県補助金	1,058,701	28,494	1,087,195
	3	衛生費県補助金	80,017	28,494	108,511
18	寄附金		144,160	1,924	146,084
	1	寄附金	144,160	1,924	146,084
	2	総務費寄附金	110,729	1,924	112,653
19	繰入金		1,235,491	△524,118	711,373
	1	基金繰入金	1,235,337	△524,118	711,219
	1	ふるさと基金繰入金	81,854	1,379	83,233
	2	財政調整基金繰入金	525,497	△525,497	0
20	繰越金		840,748	3,272,363	4,113,111
	1	繰越金	840,748	3,272,363	4,113,111
	1	繰越金	840,748	3,272,363	4,113,111

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方創生臨時 交付金	11,314	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	11,314
1 商工費負担金	79,182	1 道の駅整備費負担金	79,182
1 保健衛生費補 助金	28,494	10 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）	28,494
1 総務費指定寄 附金	1,924	1 ふるさと基金寄附金 6 まち・ひと・しごと創生総合戦略・子育て世代転入促進事業寄附金	1,379 545
1 ふるさと基金 繰入金	1,379	1 ふるさと基金繰入金	1,379
1 財政調整基金 繰入金	△525,497	1 財政調整基金繰入金	△525,497
1 前年度繰越金	3,272,363	1 前年度繰越金	3,272,363

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
22	市債	5,564,500	39,600	5,604,100
	1 市債	5,564,500	39,600	5,604,100
	3 商工債	27,700	25,900	53,600
	4 土木債	554,700	13,700	568,400
歳 入 合 計		74,666,341	3,398,610	78,064,951

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 商工債	25,900	1 道の駅整備推進事業債	25,900
3 都市計画債	13,700	10 東海岸寒川線街路事業債	13,700

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	7,821,122	3,107,308	10,928,430		
1 総務管理費	6,018,180	3,048,851	9,067,031		
1 一般管理費	2,947,615	0	2,947,615	国庫支出金	25,199
				一般財源	△25,199
4 財政管理費	283,540	3,001,379	3,284,919	そ の 他	1,379
				一般財源	3,000,000
5 会計管理費	42,790	0	42,790	国庫支出金	650
				一般財源	△650
7 企画費	842,692	27,677	870,369	国庫支出金	34,552
				そ の 他	545
				一般財源	△7,420
13 文化行政費	438,231	19,795	458,026	一般財源	19,795
2 徴税費	760,082	30,000	790,082		
2 賦課徴収費	231,792	30,000	261,792	一般財源	30,000
3 戸籍住民基本台帳費	791,224	28,457	819,681		

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
25 積立金	3,001,379	20 ふるさと基金積立金	1,379
		30 財政調整基金積立金	3,000,000
11 需用費	105	70 まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費	545
1 消耗品費	105	2 まち・ひと・しごと創生総合戦略・子育て世代転入促進事業費	545
12 役務費	421	90 新型コロナウイルス感染症対策事業費	27,132
1 通信運搬費	223		
3 手数料	198		
13 委託料	1,240		
14 使用料及び賃借料	110		
18 備品購入費	25,801		
22 補償補填及び賠償金	19,795	190 新型コロナウイルス感染症対策事業費	19,795
23 償還金利子及び割引料	30,000	50 過年度市税還付金及び還付加算金	30,000

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
		1 戸籍住民基本台帳費	791,224	28,457	819,681	国庫支出金	29,449
						一般財源	△992
3		民生費	35,921,538	20,831	35,942,369		
		1 社会福祉費	14,953,341	20,831	14,974,172		
		2 障がい者福祉費	5,905,972	0	5,905,972	国庫支出金	2,772
						一般財源	△2,772
		7 交通安全推進費	102,466	1,113	103,579	一般財源	1,113
		9 体育施設費	479,676	19,718	499,394	一般財源	19,718
		2 児童福祉費	16,680,892	0	16,680,892		
		1 児童福祉総務費	4,624,395	0	4,624,395	国庫支出金	260,821
						一般財源	△260,821
4		衛生費	9,239,729	111,528	9,351,257		
		1 保健衛生費	5,165,964	111,528	5,277,492		
		1 保健衛生総務費	3,107,424	0	3,107,424	国庫支出金	7,330
						一般財源	△7,330
		2 予防費	936,862	111,070	1,047,932	国庫支出金	82,672
						県支出金	28,494
						そ の 他	1,379
						一般財源	△1,475

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
13 委託料	28,457	70 新型コロナウイルス感染症対策事業費	28,457
22 補償補填及び 賠償金	1,113	50 新型コロナウイルス感染症対策事業費	1,113
22 補償補填及び 賠償金	19,718	60 新型コロナウイルス感染症対策事業費	19,718
13 委託料	86,503	30 感染症対策事業費	1,687
14 使用料及び賃 借料	530	80 新型コロナウイルス感染症対策事業費	109,383
20 扶助費	22,350		

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
		3 母子衛生費	757,001	0	757,001	国庫支出金	3,070
						一般財源	△3,070
		7 保健所費	69,877	458	70,335	国庫支出金	458
5	労働費		242,794	0	242,794		
	1	労働諸費	242,794	0	242,794		
		1 労働諸費	242,794	0	242,794	国庫支出金	11,314
						一般財源	△11,314
7	商工費		1,742,404	108,512	1,850,916		
	1	商工費	1,742,404	108,512	1,850,916		
		1 商工振興費	1,683,522	108,512	1,792,034	国庫支出金	13,035
						県支出金	79,182
						地 方 債	25,900
						一般財源	△9,605
8	土木費		5,210,728	37,480	5,248,208		
	4	都市計画費	3,027,608	37,480	3,065,088		
		1 都市計画総務費	2,676,311	12,000	2,688,311	国庫支出金	12,000

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
23 償還金利子及び割引料	1,687		
12 役務費	43	20 新型コロナウイルス感染症対策事業費	458
1 通信運搬費	43		
14 使用料及び賃借料	28		
18 備品購入費	387		
13 委託料	5,225	100 道の駅整備推進事業費	108,512
15 工事請負費	103,287		
19 負担金補助及び交付金	12,000	160 新型コロナウイルス感染症対策事業費	12,000

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
	3	街路事業費	66,724	25,258	91,982	国庫支出金	6,490
						地 方 債	13,700
						一般財源	5,068
	5	公園費	227,248	222	227,470	一般財源	222
9 消防費			2,531,914	0	2,531,914		
	1	消防費	2,531,914	0	2,531,914		
		1 常備消防費	2,421,375	0	2,421,375	国庫支出金	47
						一般財源	△47
10 教育費			5,881,769	12,951	5,894,720		
	2	小学校費	1,662,900	4,702	1,667,602		
		2 教育振興費	325,269	4,702	329,971	国庫支出金	4,702
	3	中学校費	765,028	8,249	773,277		
		2 教育振興費	174,361	8,249	182,610	国庫支出金	6,604
						一般財源	1,645

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	24	30 東海岸寒川線街路事業費	25, 258
1 消耗品費	24		
15 工事請負費	3, 377		
17 公有財産購入費	18, 810		
22 補償補填及び賠償金	3, 047		
22 補償補填及び賠償金	222	90 新型コロナウイルス感染症対策事業費	222
11 需用費	3, 292	20 特別支援学級関係経費	4, 702
1 消耗品費	1, 383		
6 修繕料	1, 909		
18 備品購入費	1, 410		
11 需用費	4, 594	20 特別支援学級関係経費	8, 249
1 消耗品費	2, 502		
6 修繕料	2, 092		

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
歳 出 合 計			74,666,341	3,398,610	78,064,951		

教育費

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	1,645	
18 備品購入費	2,010	

継 続 費 に

款	項	事業名	全 体 計 画 内 訳						
			年度	年 割 額	左 の 財 源				一 般 財 源
					特 定 財 源				
					国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
7 商工費	1 商工費	道の駅整備推進事業	令和 2	千円 38,300	千円 35,000	千円 2,900	千円	千円 400	
			3	90,003	75,303	13,200		1,500	
			計	128,303	110,303	16,100		1,900	

関 する 調 書

前 前 年 度 末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 進 す 率
千円	千円	千円	千円	千円	% 0.0
		128,303	128,303		100.0
		128,303	128,303		100.0

債 務 負 担 行 為

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
燃やせるごみ収集運搬業務委託経費	千円 112,442		千円
保健所情報機器賃借料	千円 45,893		千円

に関する調書

当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
期間	金額	特定 国県支出金	特定 地方債	特定 その他	
令和3年度 ～ 令和4年度	千円 112,442	千円	千円	千円	千円 112,442
令和3年度 ～ 令和8年度	千円 45,893	千円	千円	千円 7,659	千円 38,234

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			現 在 高 見 込 額	
		補正前の額	補 正 額	計	補 正 前	補 正 後
1 普 通 債	37,290,024	2,927,400		2,967,000	37,834,608	37,874,208
(6) 商 工	612,400	30,600	25,900	56,500	625,253	651,153
(7) 土 木	7,505,521	972,100	13,700	985,800	8,032,280	8,045,980
合 計	66,056,384	6,352,400	39,600	6,392,000	67,465,017	67,504,617

令和 3 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度茅ヶ崎市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 505,082 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,452,481 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		3,409,826	79,074	3,488,900
	1 国庫負担金	2,796,295	79,074	2,875,369
4 支払基金交付金		4,359,779	9,182	4,368,961
	1 支払基金交付金	4,359,779	9,182	4,368,961
7 繰越金		10	416,826	416,836
	1 繰越金	10	416,826	416,836
歳 入 合 計		16,947,399	505,082	17,452,481

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 介護保険運営基金		319	459,180	459,499
	1 介護保険運営基金	319	459,180	459,499
6 諸支出金		7,627	45,902	53,529
	1 償還金及び還付加算金	6,571	45,902	52,473
歳 出 合 計		16,947,399	505,082	17,452,481

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	3,409,826	79,074	3,488,900
4 支払基金交付金	4,359,779	9,182	4,368,961
7 繰越金	10	416,826	416,836
歳入合計	16,947,399	505,082	17,452,481

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
5 介護保険運営基金	319	459,180	459,499
6 諸支出金	7,627	45,902	53,529
歳 出 合 計	16,947,399	505,082	17,452,481

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特	補 定	財 源	一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
79,074	0	380,106	0
0	0	45,902	0
79,074	0	426,008	0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金	3,409,826	79,074	3,488,900
1 国庫負担金	2,796,295	79,074	2,875,369
1 介護給付費負担金	2,796,295	79,074	2,875,369
4 支払基金交付金	4,359,779	9,182	4,368,961
1 支払基金交付金	4,359,779	9,182	4,368,961
1 介護給付費交付金	4,172,965	9,182	4,182,147
7 繰越金	10	416,826	416,836
1 繰越金	10	416,826	416,836
1 繰越金	10	416,826	416,836
歳 入 合 計	16,947,399	505,082	17,452,481

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 過年度分	79,074	1 過年度分	79,074
2 過年度分	9,182	1 過年度分	9,182
1 前年度繰越金	416,826	1 前年度繰越金	416,826

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 介護保険運営基金	319	459,180	459,499		
1 介護保険運営基金	319	459,180	459,499		
1 介護保険運営基金	319	459,180	459,499	国庫支出金	79,074
				そ の 他	380,106
6 諸支出金	7,627	45,902	53,529		
1 償還金及び還付加算金	6,571	45,902	52,473		
2 償還金	10	45,902	45,912	そ の 他	45,902
歳 出 合 計	16,947,399	505,082	17,452,481		

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
25 積立金	459,180	10 介護保険運営基金積立金	459,180
23 償還金利子及 び割引料	45,902	10 償還金	45,902

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市市税条例（昭和 25 年茅ヶ崎市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。
別表特定非営利活動法人ゆいの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、個人市民税の寄附金税額控除の対象として条例で指定する特定非営利活動法人の指定期間が満了したことに伴い、所要の規定を整備するため提案する。

旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第 1 条 旅館業法施行条例（平成 2 8 年茅ヶ崎市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 の項中「飲用に適する水」を「飲料水（水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 3 条第 9 項に規定する給水装置により供給される水その他飲用に適する水をいう。以下同じ。）」に改め、同表 8 の項(1) 及び(2) 中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同項(3) 中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項(3) ただし書中「水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）に規定する水道事業の用に供する水道、専用水道又は貯水槽水道から供給される水」を「飲料水」に改め、同項(5) ただし書中「ろ過器を」を「ろ過器（浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）を」に、「ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「ろ過器等」という）を「ろ過器等及び循環配管（湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。以下同じ）」に、「ろ過器等の」を「ろ過器等及び循環配管の」に改め、同項(6) 中「遊離残留塩素濃度」の次に「又はモノクロラミン濃度」を加え、「1 リットル中 0. 2 ミリグラム」を「遊離残留塩素濃度にあつては 1 リットル中 0. 4 ミリグラム以上、モノクロラミン濃度にあつては 1 リットル中 3 ミリグラム」に改め、同項(6) ただし書中「水素イオン濃度」を「p H 値」に改め、同項(9) 中「原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という）を「貯湯槽（原湯等を貯留する槽をいう。以下同じ）」に改め、同項(11) 中「集毛器」の次に「（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。）」を加え、「清掃する」を「清掃及び消毒を行う」に改め、同項(18) 中「上り用湯、上り用水」を「上がり用湯、上がり用水」に、「遊離残留塩素の検査記録」を「浴槽水の遊離残留塩素濃度又はモノクロラミン濃度の測定記録」に改め、同項中(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、同項(14) 中「オーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の水」を「浴槽からあふれた湯水」に改め、同項(14) ただし書中「回収槽の壁面」を「オーバーフロー還水管及びオーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の内部」に改め、同項中(14)を(15)とし、同項(13) 中「又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調整箱」を「の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための調節箱」に、「清

掃する」を「清掃及び消毒を行い、内部の生物膜を除去する」に改め、同項中(13)を(14)とし、同項(12)中「浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置している場合にあっては、」を削り、「及びろ過器等」を「並びにろ過器等及び循環配管」に改め、同項中(12)を(13)とし、同項(11)の次に次のように加える。

(12) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）は、内部に生物膜が形成されないように適宜清掃及び消毒を行うこと。

別表第2の11の項(4)中「ろ過器等により浴槽水を」を「浴槽水をろ過器等を通して」に改め、同項(6)本文中「回収槽の水」を「浴槽からあふれた湯水」に改め、同項(6)ただし書中「あっては」の次に「、オーバーフロー還水管は、直接循環配管に接続せず、かつ」を加え、同項(8)中「土ぼこり」の次に「、浴槽水等」を加える。

別表第3の8の項(4)中「ろ過器等により浴槽水を」を「浴槽水をろ過器等を通して」に改め、同項(6)本文中「回収槽の水」を「浴槽からあふれた湯水」に改め、同項(6)ただし書中「あっては」の次に「、オーバーフロー還水管は、直接循環配管に接続せず、かつ」を加え、同項(8)中「土ぼこり」の次に「、浴槽水等」を加える。

別表第4の6の項(4)中「ろ過器等により浴槽水を」を「浴槽水をろ過器等を通して」に改め、同項(6)本文中「回収槽の水」を「浴槽からあふれた湯水」に改め、同項(6)ただし書中「あっては」の次に「、オーバーフロー還水管は、直接循環配管に接続せず、かつ」を加え、同項(8)中「土ぼこり」の次に「、浴槽水等」を加える。

（公衆浴場法施行条例の一部改正）

第2条 公衆浴場法施行条例（平成28年茅ヶ崎市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「上り用水」を「上がり用水」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とし、同条に次の5号を加える。

(8) 飲料水 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水その他飲用に適する水をいう。

(9) ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。

(10) 貯湯槽 原湯等を貯留する槽をいう。

(11) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異

物を捕集する網状の装置をいう。

(12) 循環配管 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。

第4条第3項ただし書中「(14)まで並びに」を「(15)まで並びに」に改める。

別表第1の1の項(1)中「水道水」を「飲料水」に、「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項(2)中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項(3)中「上り用湯及び上り用水が水道水」を「上がり用湯及び上がり用水が飲料水」に改め、同項(5)ただし書中「ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「ろ過器等」という。）」を「ろ過器等及び循環配管」に、「ろ過器等の」を「ろ過器等及び循環配管の」に改め、同項(6)中「遊離残留塩素濃度」の次に「又はモノクロラミン濃度」を加え、「1リットル中0.2ミリグラム」を「遊離残留塩素濃度にあつては1リットル中0.4ミリグラム以上、モノクロラミン濃度にあつては1リットル中3ミリグラム」に改め、同項(6)ただし書中「水素イオン濃度」を「pH値」に改め、同項(9)中「原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に改め、同項(11)中「清掃する」を「清掃及び消毒を行う」に改め、同項(20)中「10歳」を「7歳」に改め、同項中(20)を(21)とし、同項(19)中「上り用湯、上り用水」を「上がり用湯、上がり用水」に、「及び遊離残留塩素の検査記録」を「並びに浴槽水の遊離残留塩素濃度又はモノクロラミン濃度の測定記録」に改め、同項中(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、同項(14)中「オーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の水」を「浴槽からあふれた湯水」に改め、同項(14)ただし書中「回収槽の壁面」を「オーバーフロー還水管及びオーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の内部」に改め、同項中(14)を(15)とし、同項(13)中「又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調整箱」を「の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための調節箱」に、「清掃する」を「清掃及び消毒を行い、内部の生物膜を除去する」に改め、同項中(13)を(14)とし、同項(12)中「浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置している場合にあつては、」を削り、「及びろ過器等」を「並びにろ過器等及び循環配管」に改め、同項中(12)を(13)とし、同項(11)の次に次のように加える。

(12) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）は、内部に生物膜が形成されないように適宜清掃及び消毒を行うこと。

別表第1の2の項(11)中「ろ過器等により浴槽水を」を「浴槽水をろ過器等を通して」に改め、同項(13)本文中「回収槽の水」を「浴槽からあふれた湯水」に改め、同項(13)

ただし書中「あつては」の次に「、オーバーフロー還水管は、直接循環配管に接続せず、かつ」を加え、同項(15)中「土ぼこり」の次に「、浴槽水等」を加える。

別表第2の3の項中「(14)まで並びに」を「(15)まで並びに」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。

令和3年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、レジオネラ症の発生防止のため公衆浴場における衛生等管理要領等が改正されたことを踏まえ、旅館業の浴室等及び公衆浴場の衛生措置等の基準を見直す等のため提案する。

令和 2 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計利益の処分について

令和 2 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙剰余金処分計算書のとおり処分する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により提案する。

令和２年度茅ヶ崎市公共下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	15,763,586,164	3,557,413,247	1,175,910,026
議会の議決による処分額	467,811,196	0	△ 1,091,427,499
減債積立金の積立	0	0	△ 561,049,698
建設改良積立金の積立	0	0	△ 62,566,605
資本金への組入	467,811,196	0	△ 467,811,196
処分後残高	16,231,397,360	3,557,413,247	(繰越利益剰余金) 84,482,527

和 解 に つ い て

所有権確認等請求事件について、次のとおり和解する。

令和3年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

1 事件名 横浜地方裁判所令和元年（ワ）第2979号

所有権確認等請求事件

2 当事者 原 告

市外在住の女性

茅ヶ崎市在住の男性

茅ヶ崎市在住の女性

被 告

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

茅ヶ崎市

代表者市長 佐 藤 光

3 和解の内容

和解の内容の概略は、次のとおりとする。

- (1) 原告らは、被告に対し、別紙物件目録の土地（以下「本件土地」という。）につき、被告が昭和25年9月12日の時点で所有権を有していたことを確認する。
- (2) 被告は、原告市外在住の女性に対し、本件土地の持分100分の46を代金79万7824円で、原告茅ヶ崎市在住の男性に対し、本件土地の持分100分の38を代金65万9072円で、原告茅ヶ崎市在住の女性に対し、本件土地の持分100分の16を代金27万7504円でそれぞれ売り、原告らはこれを買受ける。
- (3) 原告らと被告は、前項の売買契約（以下「本件売買契約」という。）について次のとおり合意する。

ア 原告らは、被告に対し、連帯して前項の売買代金全額173万4400円を、令和3年11月末日限り、被告の発行する納入通知書により支払う。

イ 本件土地の所有権は、原告らが売買代金全額を支払ったときに、第2項の持分割合により各原告に移転する。

ウ(7) 被告は、本件土地の所有権が移転したときは、所有権移転を明らかにした書面を原告らに提出する。

(イ) 原告らは、被告から所有権移転を明らかにした書面が提出されたときは、本件土地に係る必要な土地表題登記手続及び所有権保存登記手続を行う。この登記手続費用は原告らの負担とする。

(ウ) 原告らは、本件土地に係る必要な土地表題登記及び所有権保存登記が完了したときは、その旨を被告に報告する。

エ 被告は、原告らに対し、本件土地を、所有権が移転したときに、現況のまま引き渡す。

オ 原告らは、本和解後、本件土地が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買代金の減額請求、損害賠償の請求、本件土地の補修その他の履行の追完の請求及び契約の解除をしない。

カ 本件売買契約にかかる費用のほか、本件土地の売買及び本件土地に関する公租公課その他の一切の賦課金は、原告らの負担とする。

キ 被告は、本件土地の所有権が原告らに移転した場合には、速やかに道路の区域を変更することにより本件土地が市道と接するようにするものとする。

ク 原告ら及び被告は、本件売買契約の合意内容について疑義を生じたとき、又は本件売買契約で合意のない事項については、双方協議のうえ定める。

(4) 原告らは、その余の請求を放棄する。

(5) 訴訟費用は各自の負担とする。

4 事件に至る経緯

水路について、原告らは、当該水路は存在せず、原告らの所有する土地内には水路はなかったと、仮に水路があったとしても、時効取得により原告らに所有権があると主張して、訴えを提起した。

提案理由

本案は、水路に係る所有権確認等請求について、和解を成立させるため提案する。

(別紙)

物件目録

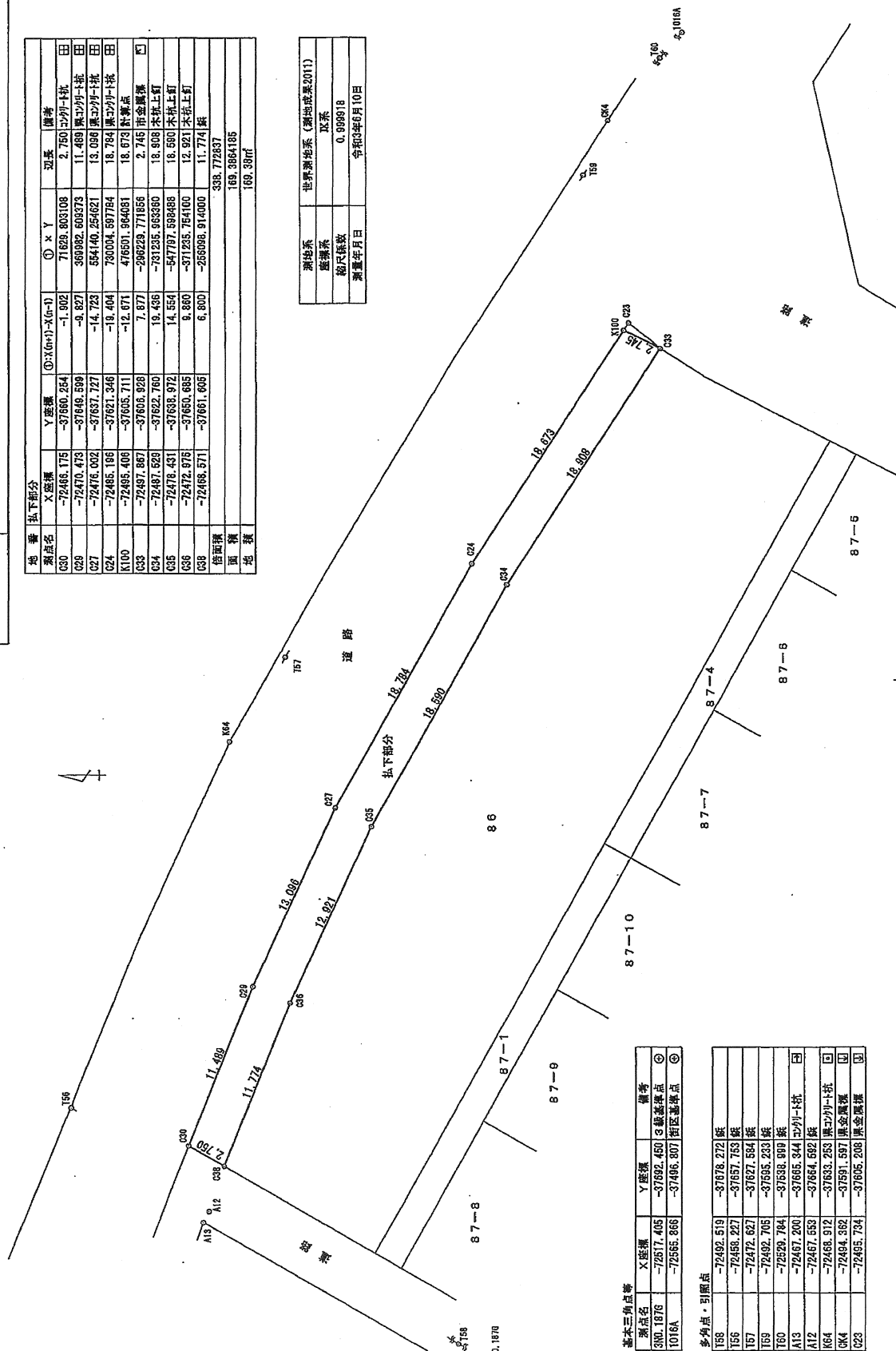
別紙図面のC30, C29, C27, C24, K100, C33, C34, C35, C36, C38; C30の各点を順次直線で結んだ線で囲まれた範囲内の部分
169.38平方メートル

地積測量図

地番
土地の所在
茅ヶ崎市高田二丁目

地番	地下部分	X座標	Y座標	①: X(n+1)-X(n)	②: X-Y	辺長	備考
C30	-72486.175	-37860.254	-1.902	71829.803108	2.750	37.91-1杭	田
C29	-72470.473	-37846.599	-9.827	369982.603373	11.489	黒37.91-1杭	田
C27	-72476.032	-37837.727	-14.723	554.40.254621	13.036	黒37.91-1杭	田
C24	-72485.105	-37827.346	-19.404	730004.597784	18.784	黒37.91-1杭	田
K100	-72485.406	-37805.711	-12.671	476501.964081	18.673	計測点	田
C34	-72487.867	-37822.760	7.877	-296229.771856	2.746	市金属標	田
C35	-72478.431	-37838.972	19.436	-731235.953380	18.808	木杭上釘	田
C36	-72472.975	-37850.685	9.860	-547707.598488	18.580	木杭上釘	田
C38	-72472.975	-37850.685	9.860	-371255.754100	12.921	木杭上釘	田
C39	-72468.971	-37851.605	6.800	-255098.914000	11.774	鉄	田
面積	338.772337						
地積	169.3864185						
地積	169.38m ²						

測地系	世界測地系 (測地成果2011)
座標系	区系
補正係数	0.999918
測量年月日	令和3年6月10日



基本三地点等	X座標	Y座標	備考
340.1878	-72517.405	-37892.450	3級基準点
1016A	-72556.866	-37496.807	街区基準点

多角点・引線点	X座標	Y座標	備考
156	-72492.519	-37878.272	鉄
155	-72498.227	-37857.753	鉄
157	-72472.627	-37827.584	鉄
159	-72492.705	-37595.233	鉄
160	-72529.784	-37538.999	鉄
A13	-72467.201	-37665.344	37.91-1杭
A12	-72467.553	-37864.592	鉄
K64	-72468.912	-37833.253	黒37.91-1杭
K64	-72494.382	-37591.597	黒金属標
C23	-72495.734	-37605.203	黒金属標

作成者 土地測量士	申請人	縮尺 1/300
(令和3年6月16日作成)		

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和3年9月1日提出

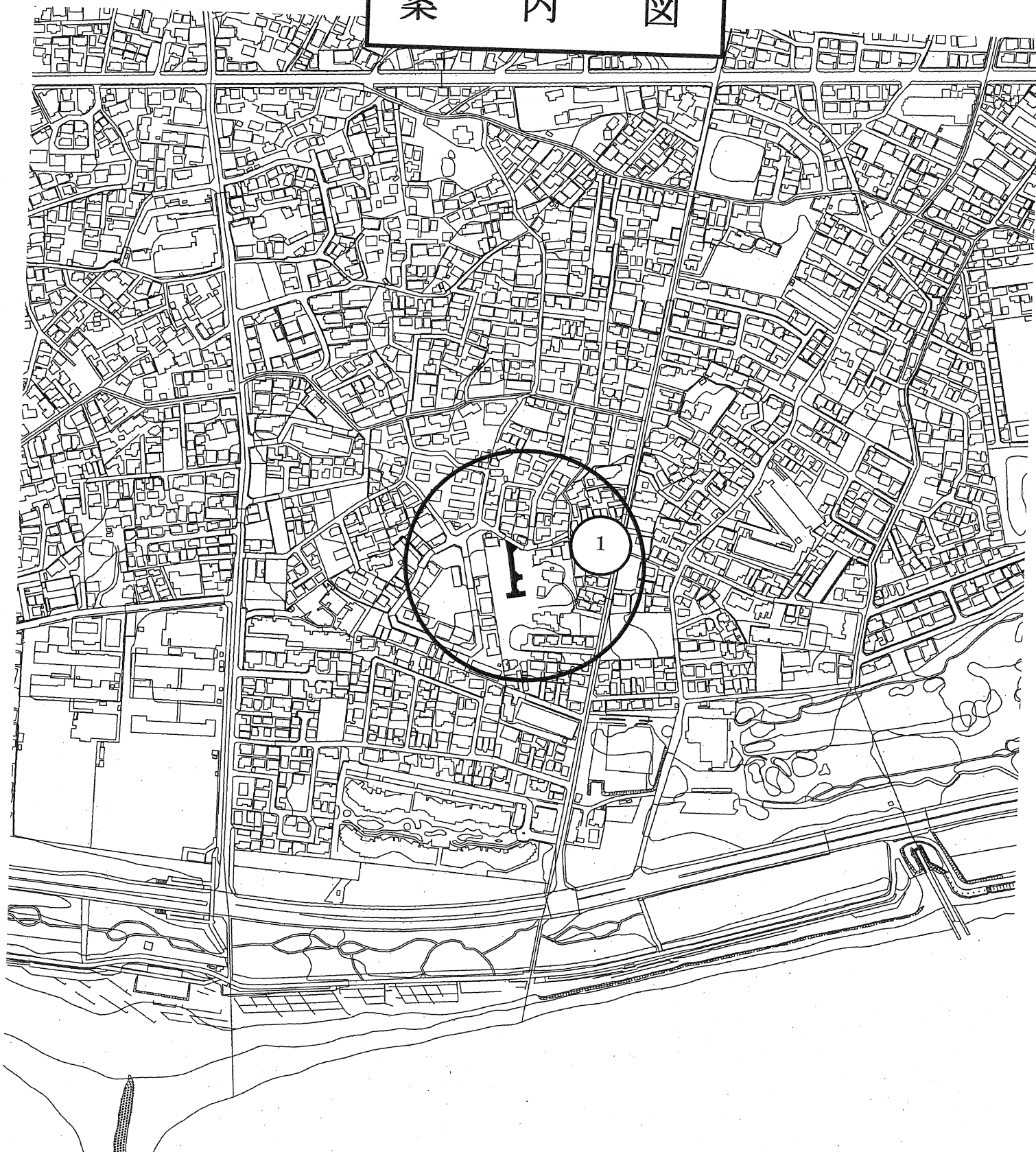
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	1954号線	東海岸南六丁目 8911番3地先	東海岸南六丁目 8911番24地先	m 63.35	m 4.50

提案理由

本案は、株式会社マッケンジーハウスが造成し、令和3年4月13日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



写 図 公



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

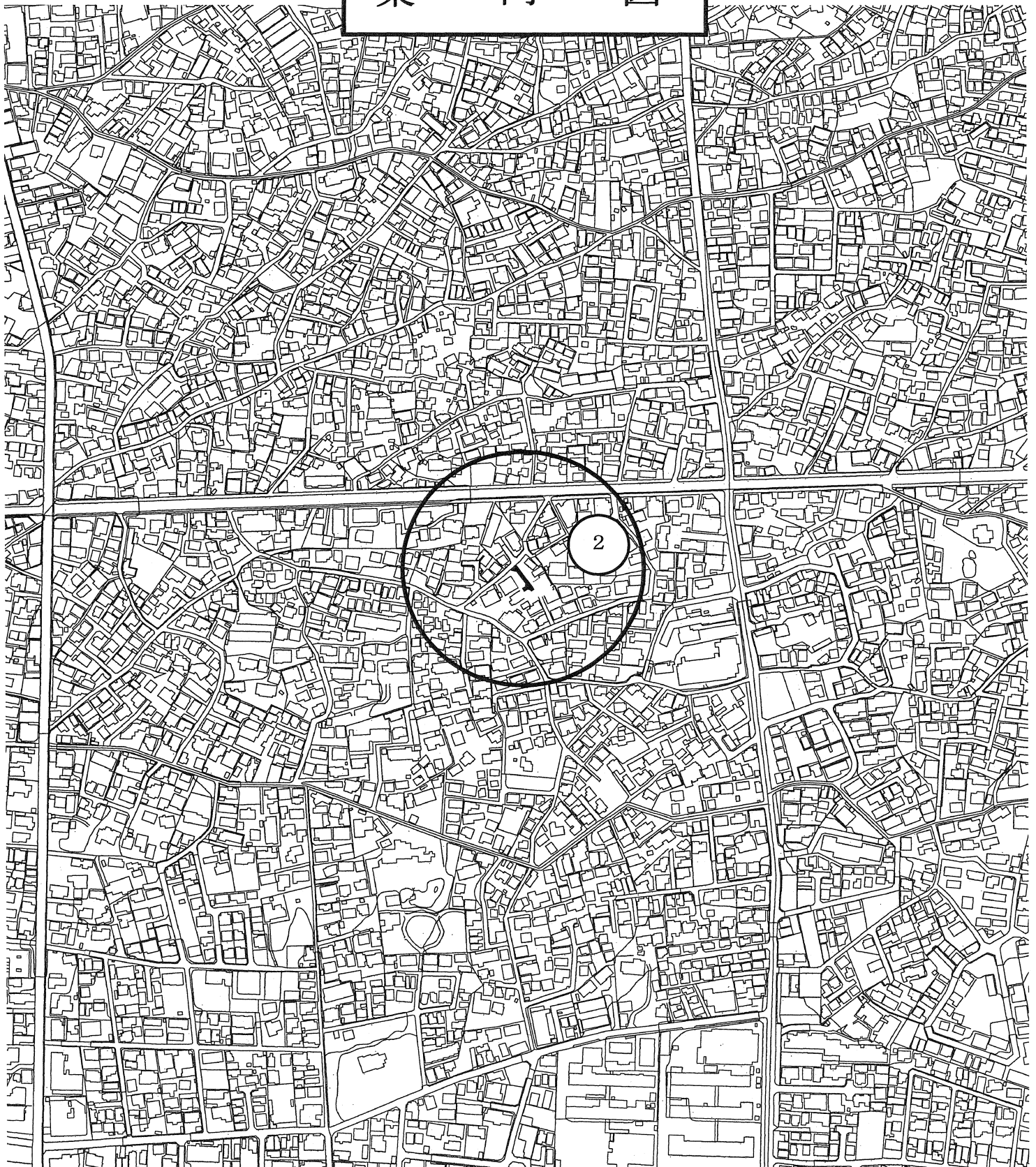
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
②	1 9 5 5 号 線	東 海 岸 南 二 丁 目 9 4 0 2 番 7 地 先	東 海 岸 南 二 丁 目 9 4 0 2 番 2 5 地 先	m 36.86	4.20 m ~ 4.21

提案理由

本案は、湘南都市開発株式会社が造成し、令和 3 年 5 月 1 4 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



写 図 公

整理番号②1955号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

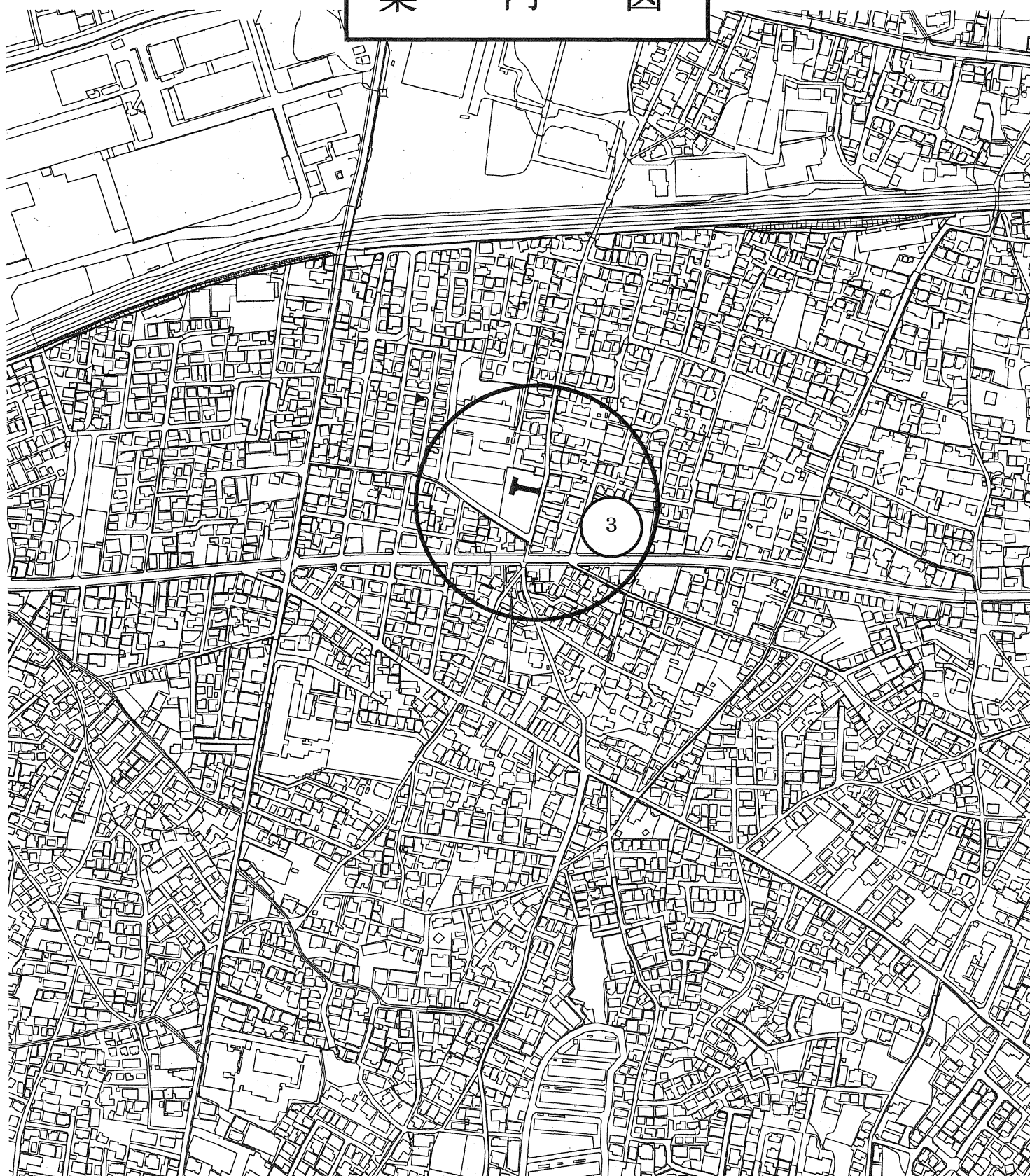
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
③	1 9 5 6 号線	ひ ば り が 丘 1 7 5 5 番 8 地 先	ひ ば り が 丘 1 7 5 5 番 1 5 地 先	m 30.84	m 4.50

提案理由

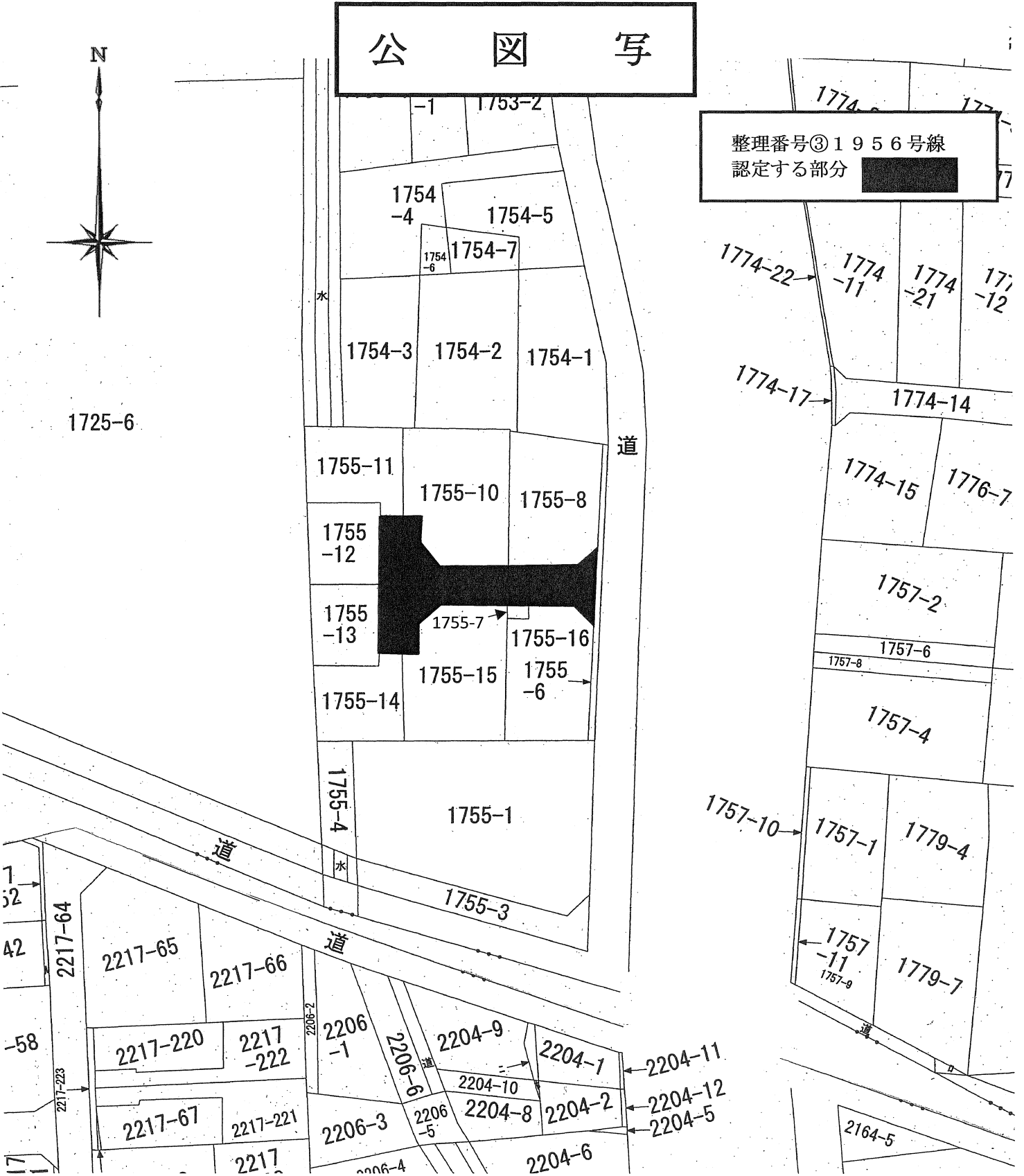
本案は、大和ハウス工業株式会社が造成し、令和 3 年 6 月 2 4 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



公 函 写

整理番号③1956号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

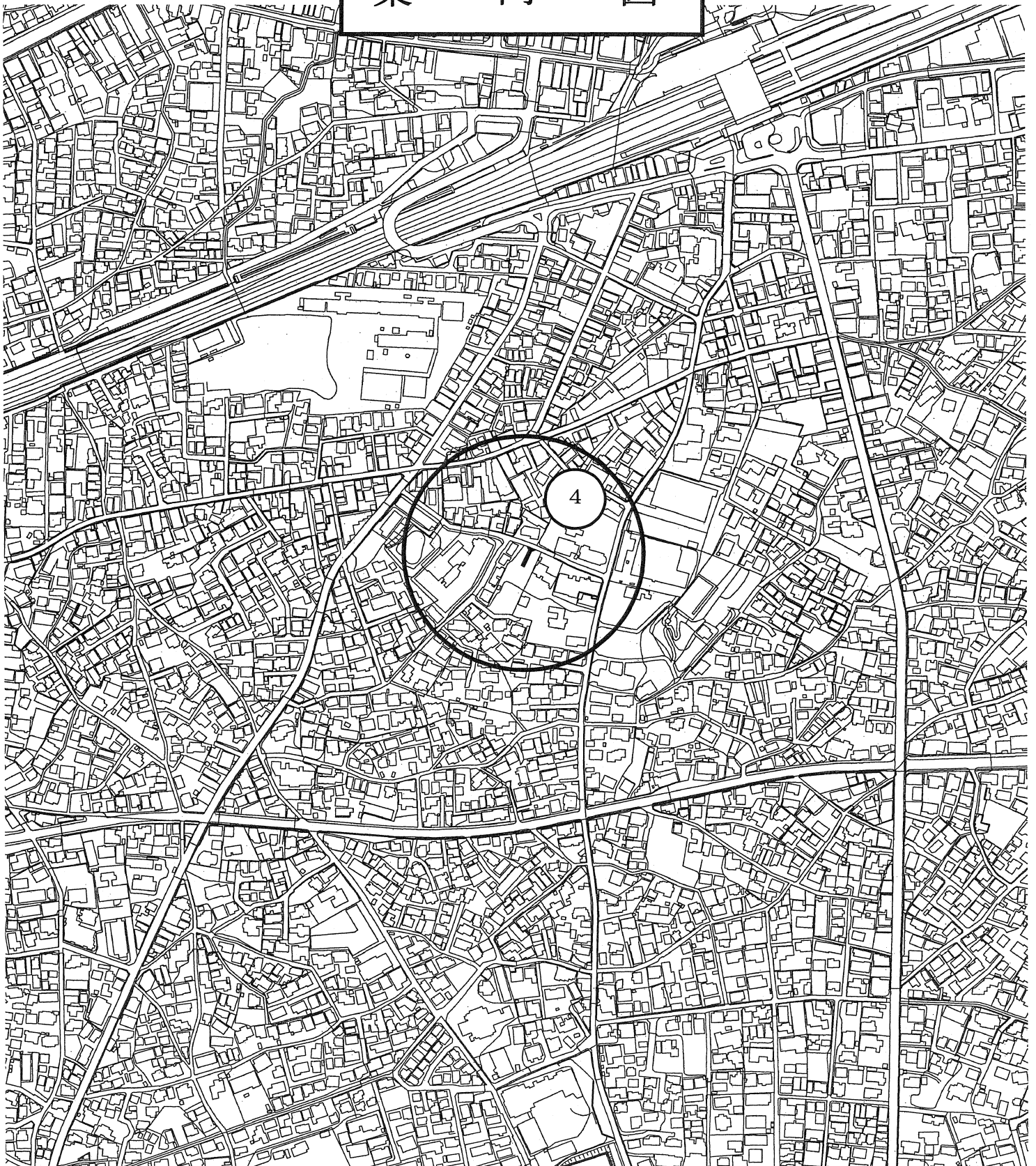
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
④	2 7 1 4 号線	中 海 岸 一 丁 目 1 0 2 7 6 番 2 7 地 先	中 海 岸 一 丁 目 1 0 2 7 6 番 2 1 地 先	m 19.96	m 4.50

提案理由

本案は、株式会社ハートフルステージが造成し、令和 3 年 4 月 1 7 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

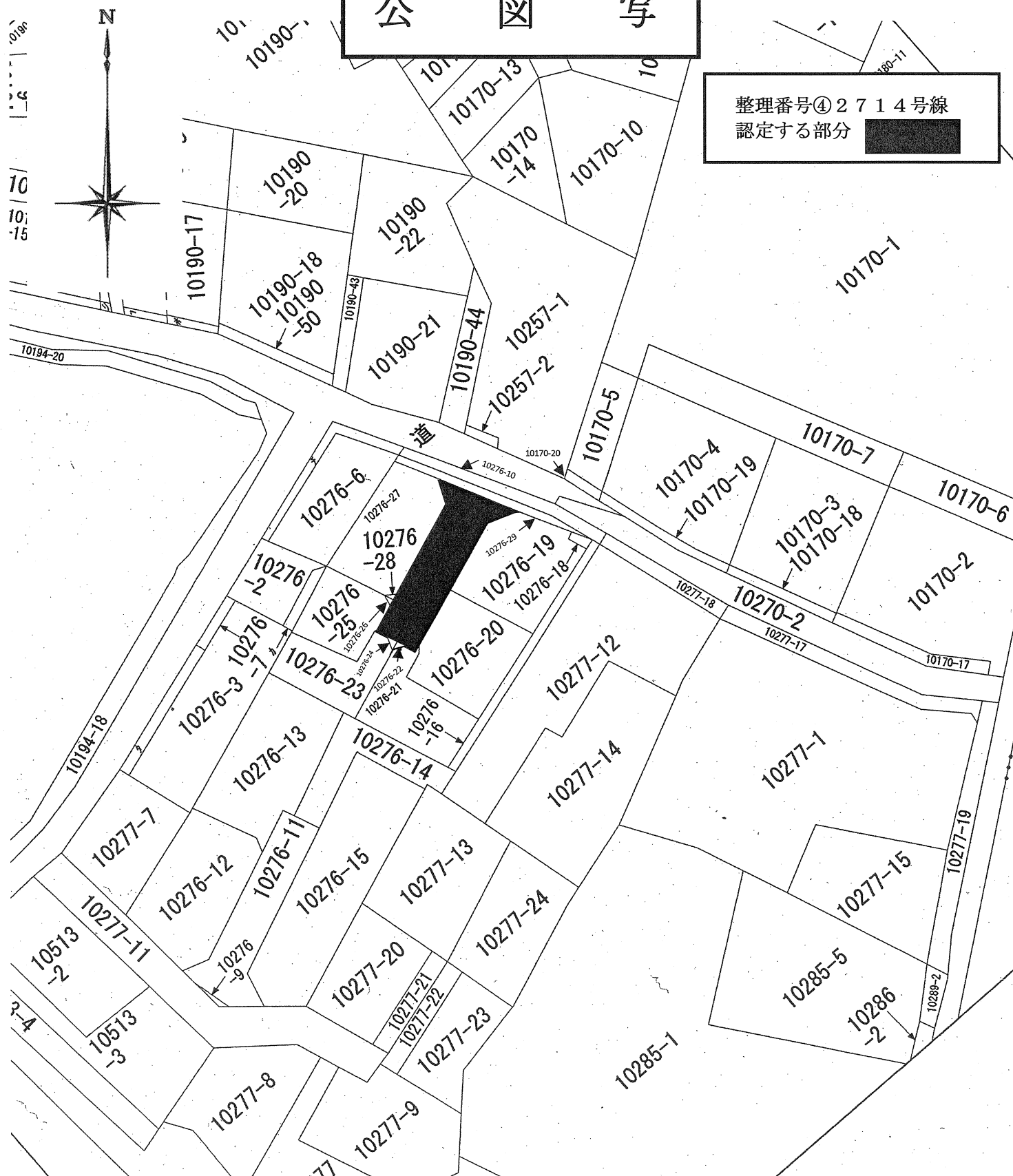
案 内 図



議案第 94 号の 4 資料

公 函 写

整理番号④2714号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

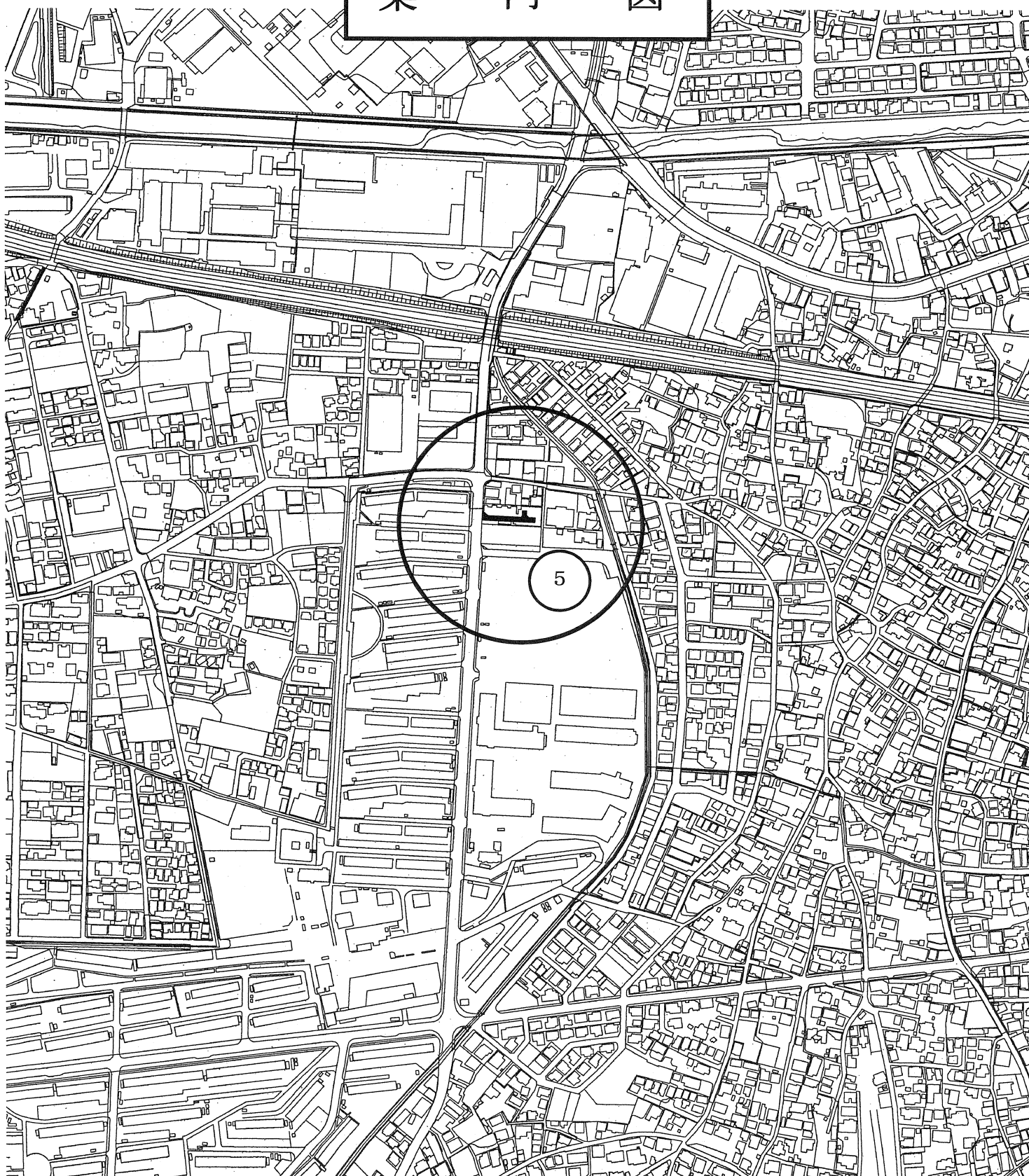
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑤	2 7 1 5 号線	浜 見 平 4 2 1 番 1 地 先	浜 見 平 4 2 0 番 1 0 地 先	m 46.59	4.20 m 4.21

提案理由

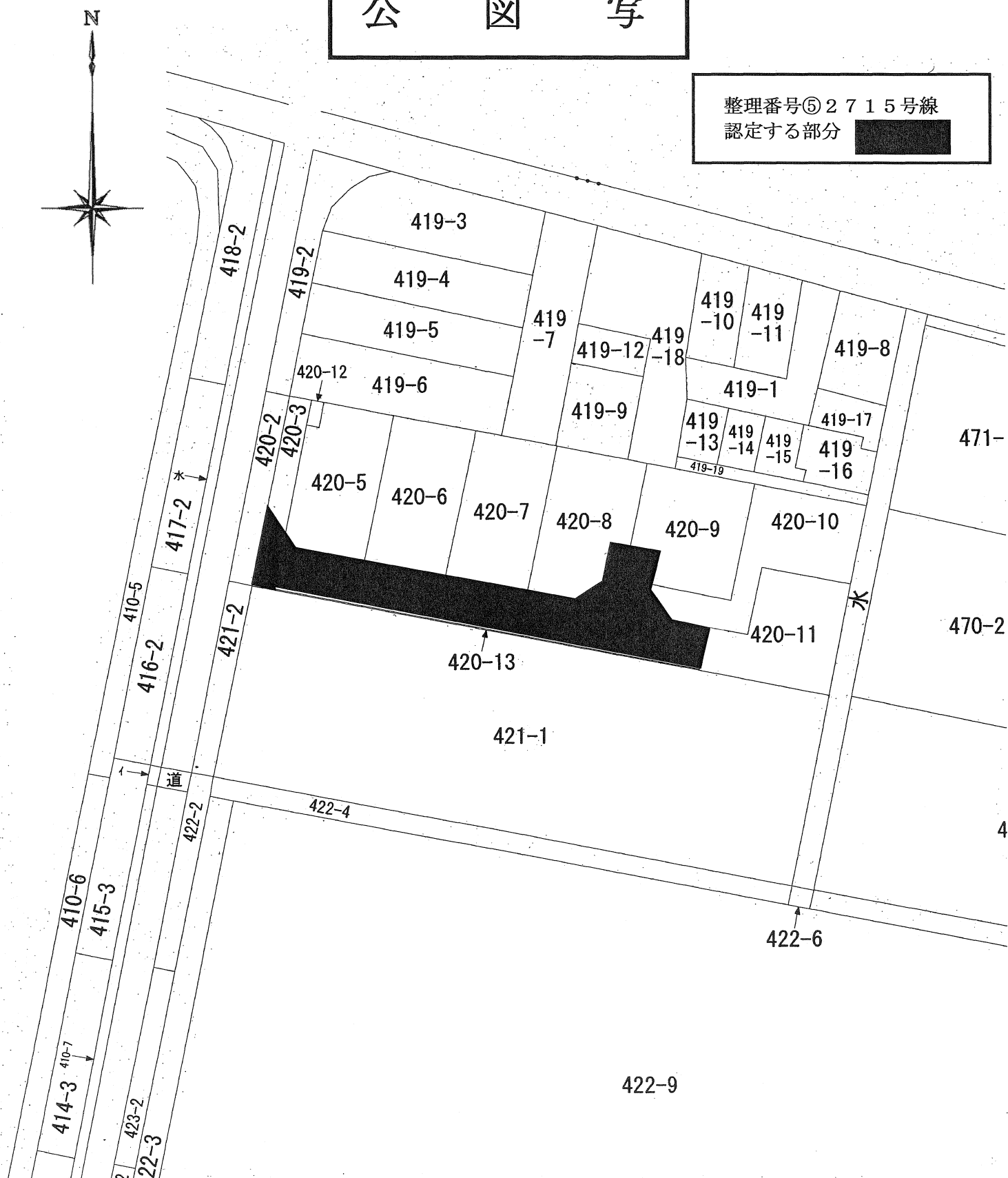
本案は、株式会社八清建設が造成し、令和 3 年 6 月 5 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案内図



公 図 写

整理番号⑤ 2 7 1 5 号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

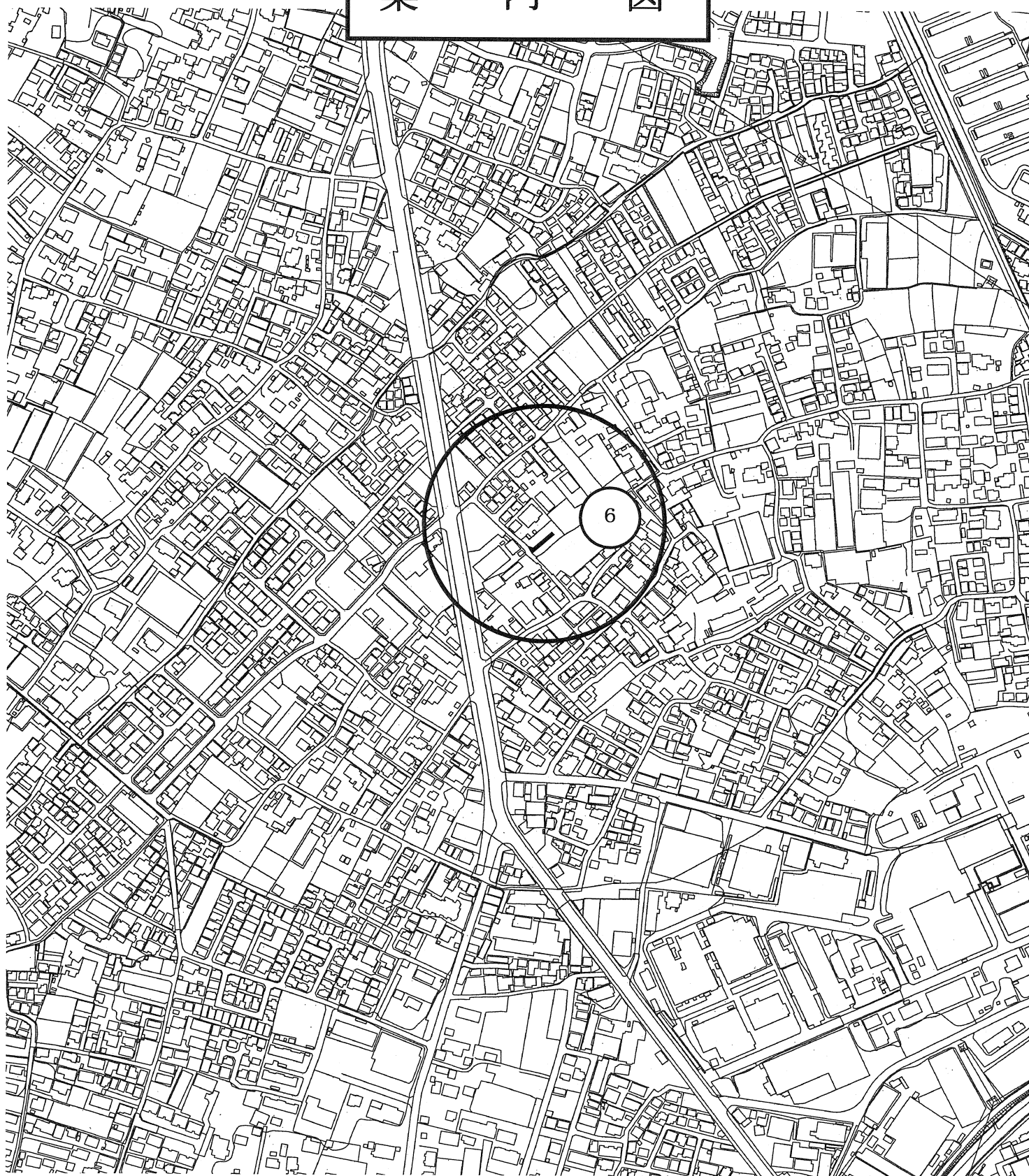
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑥	4 2 1 6 号線	円 蔵 字 御 屋 敷 2 1 1 6 番 1 5 地先	円 蔵 字 御 屋 敷 2 1 1 6 番 1 1 地先	m 26.47	4.50 m ~ 4.51

提案理由

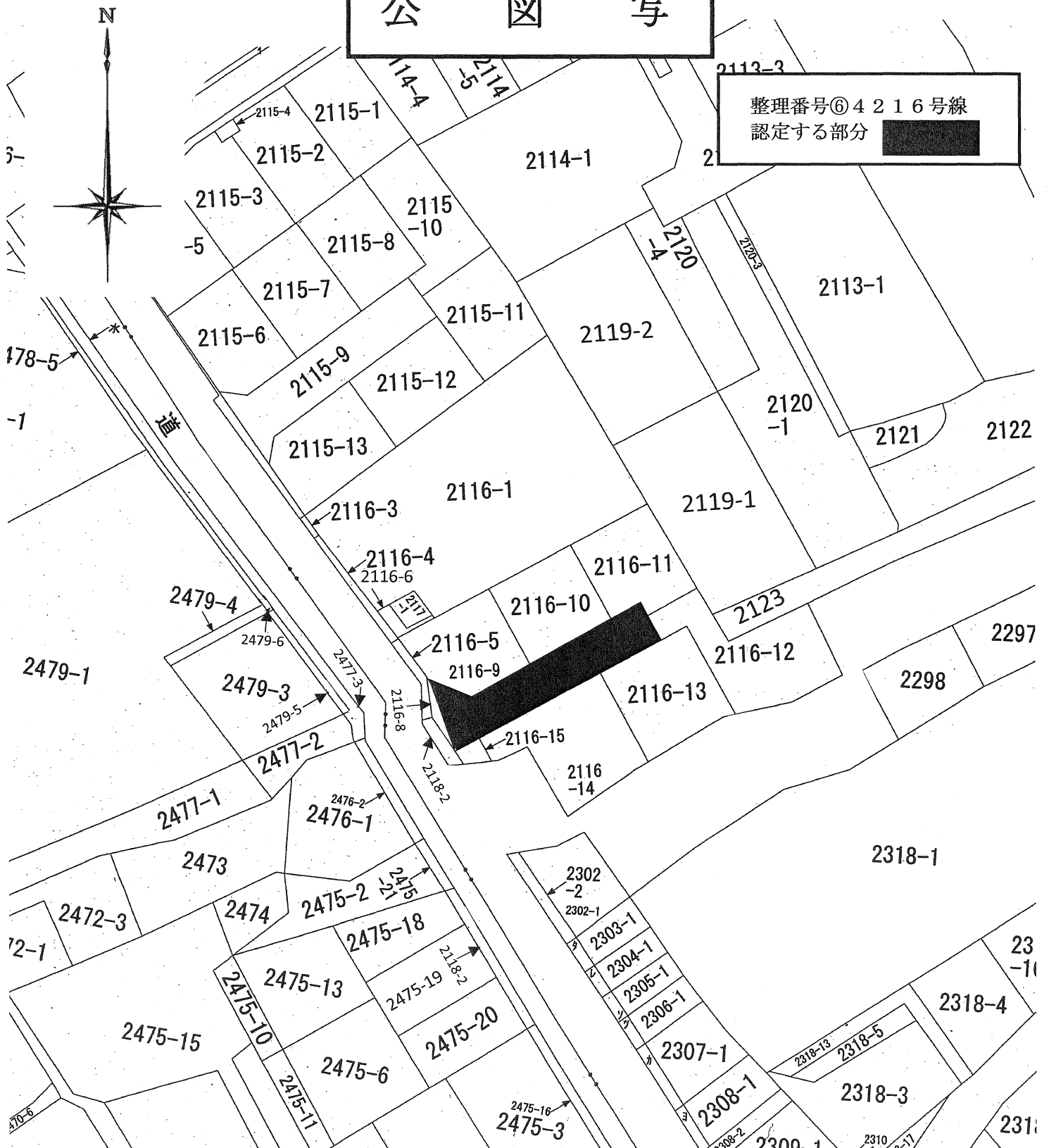
本案は、株式会社セットが造成し、令和 3 年 4 月 2 2 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案内図



公 函 写

整理番号⑥4216号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

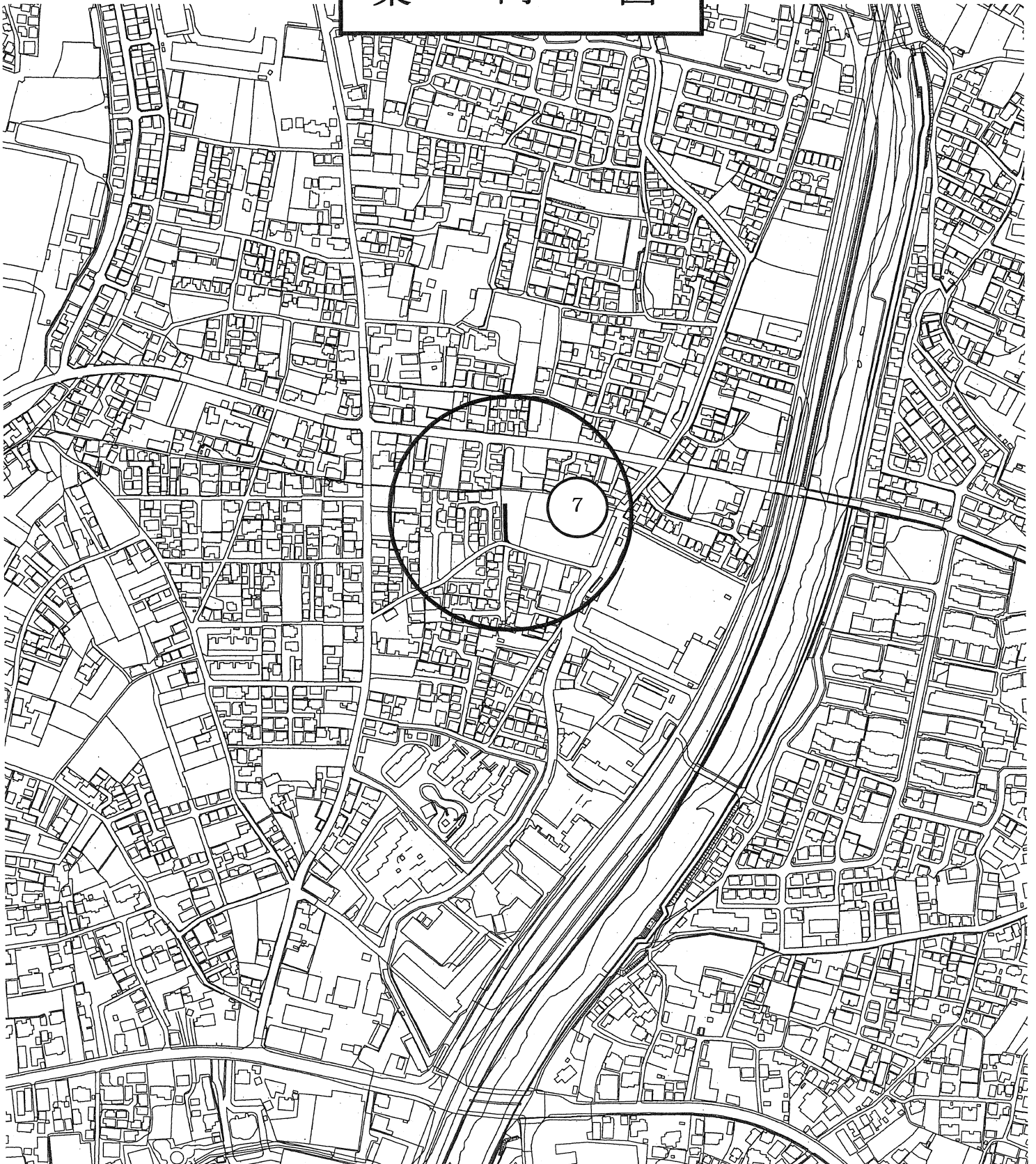
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑦	5 7 8 7 号線	今 宿 字 上 大 田 島 2 5 7 番 8 地 先	今 宿 字 上 大 田 島 2 5 7 番 9 地 先	m 34.30	m 4.20

提案理由

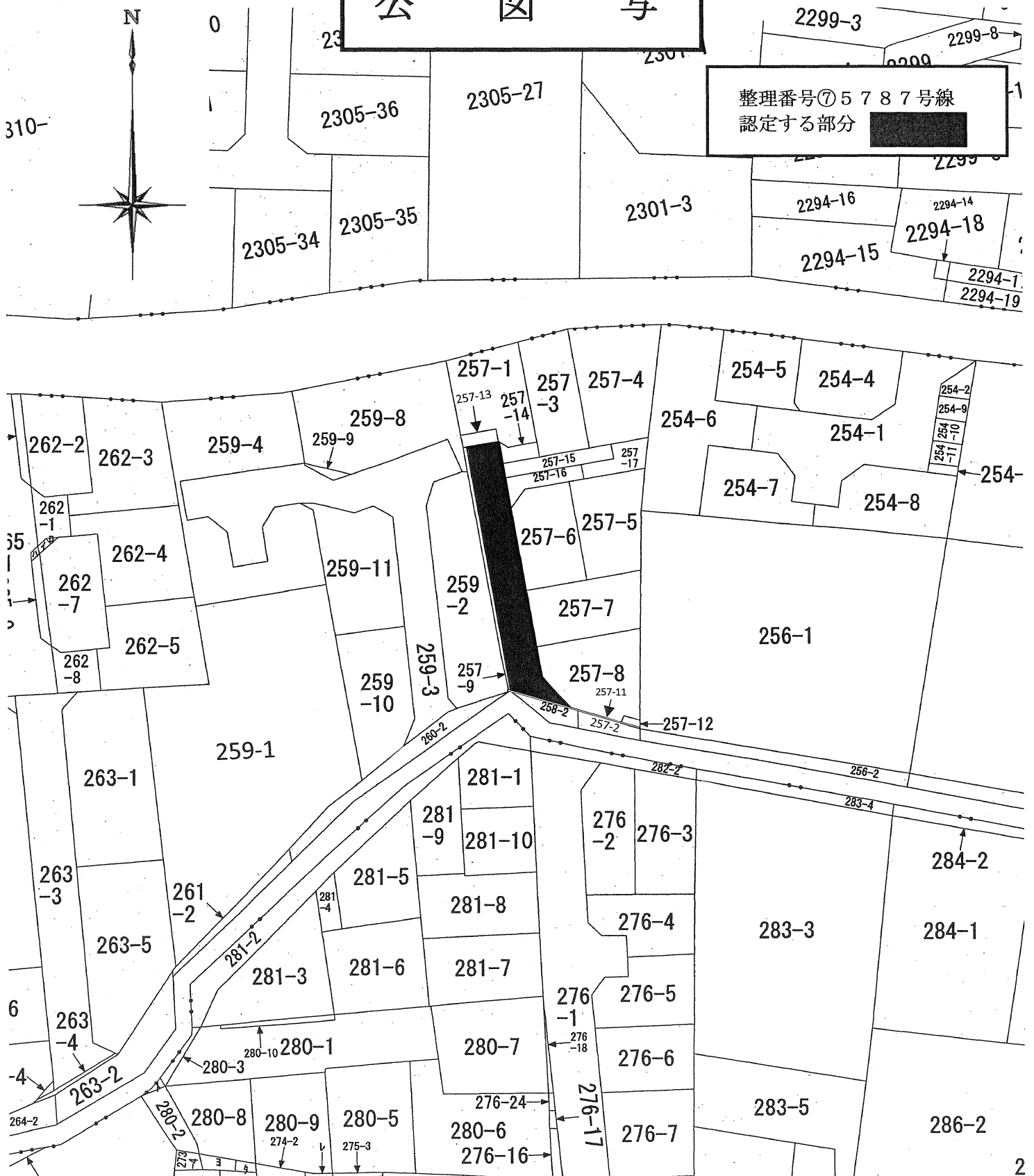
本案は、株式会社アイダ設計が造成し、令和 3 年 4 月 2 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案内図



公 図 写

整理番号⑦5787号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

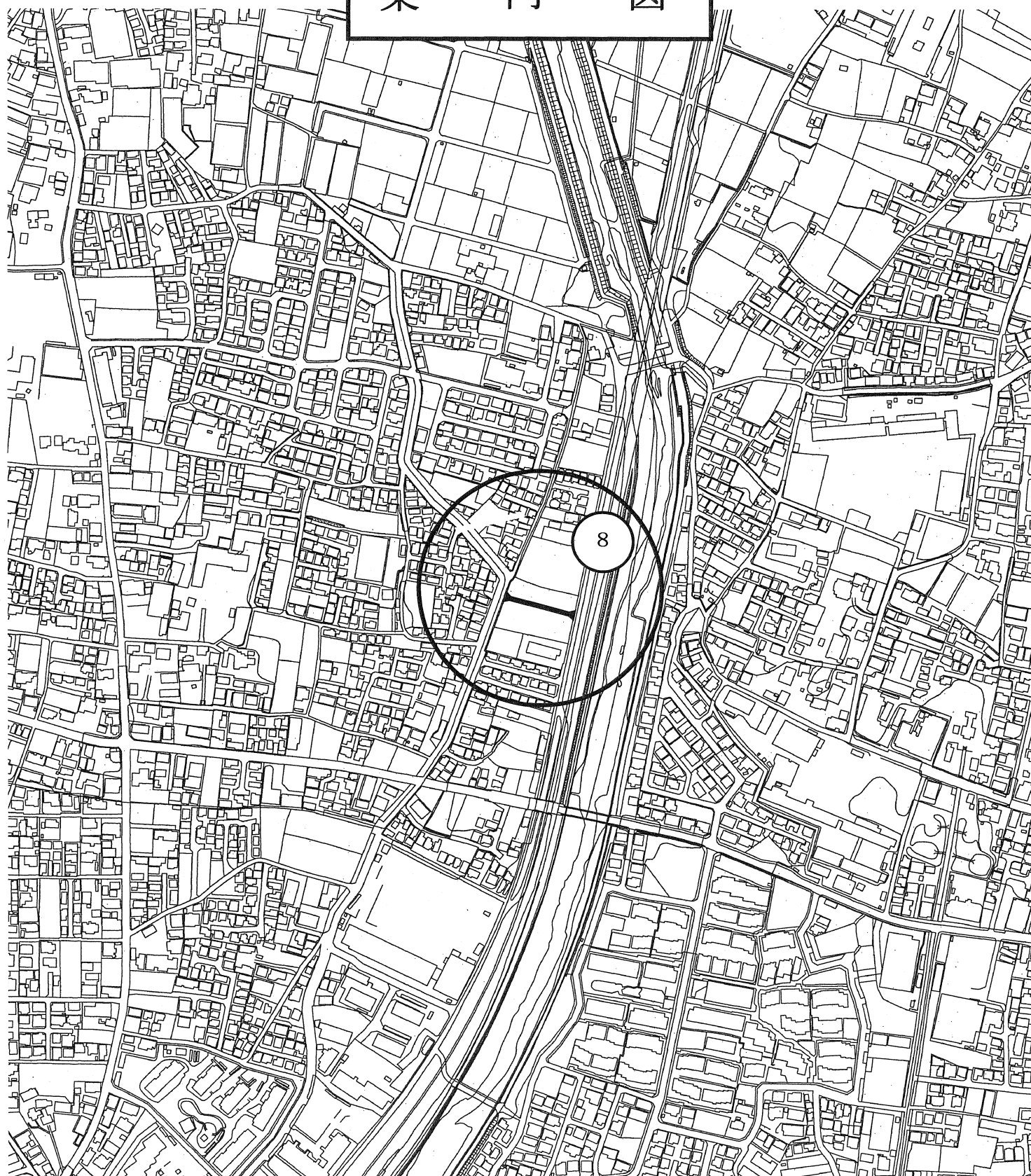
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整 理 番 号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑧	5 7 8 8 号 線	今 宿 字 生 花 田 6 7 番 1 2 地 先	今 宿 字 生 花 田 6 7 番 1 9 地 先	m 61.00	m 4.50

提案理由

本案は、株式会社東栄住宅が造成し、令和 3 年 6 月 8 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

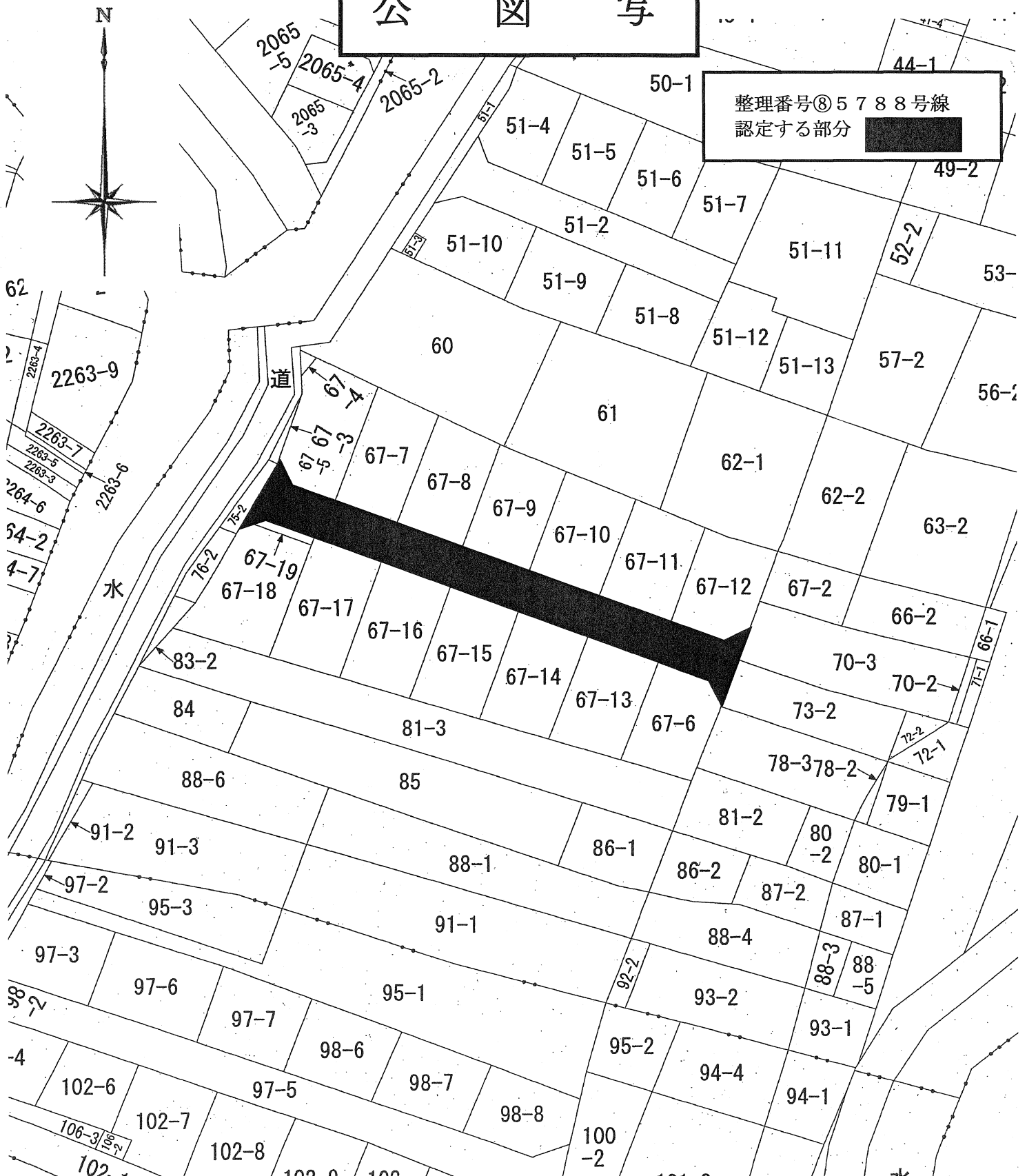
案内図



議案第 94 号の 8 資料

公 函 写

整理番号⑧5788号線
認定する部分



令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和 3 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により提案する。

令和2年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和3年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により提案する。

令和 2 年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 2 年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和 3 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により提案する。

令和2年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和3年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により提案する。

令和 2 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 2 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和 3 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により提案する。

令和 2 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算の認定について

令和 2 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和 3 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により提案する。

令和 2 年度茅ヶ崎市病院事業会計決算の認定について

令和 2 年度茅ヶ崎市病院事業会計決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和 3 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により提案する。

令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費精算報告について

令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費の精算について、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和２年度茅ヶ崎

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国 県 支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	1 総務管理費	本 庁 舎 跡 地 業 整 備 事	平成30年度	0				
			令和元年度	416,278,000	37,957,000	290,600,000	87,721,000	
			令和2年度	277,519,000		216,500,000	61,019,000	
			計	693,797,000	37,957,000	507,100,000	148,740,000	
		防 災 行 政 用 業 無 線 整 備 事	平成30年度	0				
			令和元年度	162,642,000		162,600,000		42,000
			令和2年度	306,084,000		306,000,000		84,000
			計	468,726,000		468,600,000		126,000
3 民 生 費	1 社会福祉費	小和田地区ボランティア センター整備事業	平成30年度	1,015,000		700,000		315,000
			令和元年度	12,962,000		9,700,000		3,262,000
			令和2年度	14,966,000		11,200,000		3,766,000
			計	28,943,000		21,600,000		7,343,000
		小和田地区地域包括 支援センター整備事業	平成30年度	1,030,000		700,000		330,000
			令和元年度	12,601,000		9,400,000		3,201,000
			令和2年度	14,530,000		10,800,000		3,730,000
			計	28,161,000		20,900,000		7,261,000
		福 祉 会 事 館 業 解 体 事	平成30年度	0				
			令和元年度	93,798,000	6,069,000	61,900,000		25,829,000
			令和2年度	17,000,000				17,000,000
			計	110,798,000	6,069,000	61,900,000		42,829,000
	2 児童福祉費	小 和 田 児 童 ク ラ ブ 整 備 事 業	平成30年度	4,188,000		3,300,000		888,000
			令和元年度	43,539,000		34,800,000		8,739,000
			令和2年度	47,753,000		38,200,000		9,553,000
			計	95,480,000		76,300,000		19,180,000

市 継 続 費 精 算 報 告 書

(単位 円)

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
	国 県 支出金	地 方 債	そ の 他			国 県 支出金	地 方 債	そ の 他	
354,149,325		258,400,000	86,949,325	8,800,000	62,128,675	37,957,000	32,200,000	771,675	△ 8,800,000
339,630,475	58,892,000	221,400,000	56,938,475	2,400,000	△ 62,111,475	△ 58,892,000	△ 4,900,000	4,080,525	△ 2,400,000
693,779,800	58,892,000	479,800,000	143,887,800	11,200,000	17,200	△ 20,935,000	27,300,000	4,852,200	△ 11,200,000
162,641,300		162,600,000		41,300	700				700
263,472,316		263,400,000		72,316	42,611,684		42,600,000		11,684
426,113,616		426,000,000		113,616	42,612,384		42,600,000		12,384
889,817	35,000	600,000		254,817	125,183	△ 35,000	100,000		60,183
10,302,577	738,000	7,000,000		2,564,577	2,659,423	△ 738,000	2,700,000		697,423
16,156,492	1,332,000	11,000,000		3,824,492	△ 1,190,492	△ 1,332,000	200,000		△ 58,492
27,348,886	2,105,000	18,600,000		6,643,886	1,594,114	△ 2,105,000	3,000,000		699,114
866,554	34,000	600,000		232,554	163,446	△ 34,000	100,000		97,446
10,007,550	718,000	6,800,000		2,489,550	2,593,450	△ 718,000	2,600,000		711,450
15,726,154	1,296,000	10,700,000		3,730,154	△ 1,196,154	△ 1,296,000	100,000		△ 154
26,600,258	2,048,000	18,100,000		6,452,258	1,560,742	△ 2,048,000	2,800,000		808,742
80,138,000	6,069,000	53,600,000		20,469,000	13,660,000		8,300,000		5,360,000
26,871,100				26,871,100	△ 9,871,100				△ 9,871,100
107,009,100	6,069,000	53,600,000		47,340,100	3,788,900		8,300,000		△ 4,511,100
3,315,006	132,000	2,500,000		683,006	872,994	△ 132,000	800,000		204,994
35,011,036	2,512,000	25,800,000		6,699,036	8,527,964	△ 2,512,000	9,000,000		2,039,964
51,868,583	4,276,000	37,900,000		9,692,583	△ 4,115,583	△ 4,276,000	300,000		△ 139,583
90,194,625	6,920,000	66,200,000		17,074,625	5,285,375	△ 6,920,000	10,100,000		2,105,375

令和2年度茅ヶ崎

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国 県 支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	5 住 宅 費	(仮称)小和田地区 市営住宅整備事業	平成30年度	69,501,000	14,343,000	55,100,000		58,000
			令和元年度	660,485,000	176,166,000	484,300,000		19,000
			令和2年度	665,484,000	176,655,000	488,800,000		29,000
			計	1,395,470,000	367,164,000	1,028,200,000		106,000
10 教 育 費	5 社会教育費	(仮称)茅ヶ崎市歴史文化 交流館整備事業 (旧和田家改修工事)	令和元年度	12,059,000	4,019,000	7,200,000		840,000
			令和2年度	37,988,000	12,662,000	22,700,000		2,626,000
			計	50,047,000	16,681,000	29,900,000		3,466,000

市 継 続 費 精 算 報 告 書

(単位 円)

（単位：円）

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
	国 県 支出金	地 方 債	そ の 他			国 県 支出金	地 方 債	そ の 他	
53,086,623	16,460,000	36,500,000		126,623	16,414,377	△ 2,117,000	18,600,000		△ 68,623
530,129,358	166,763,000	362,400,000		966,358	130,355,642	9,403,000	121,900,000		△ 947,358
733,698,654	233,029,000	499,600,000		1,069,654	△ 68,214,654	△ 56,374,000	△ 10,800,000		△ 1,040,654
1,316,914,635	416,252,000	898,500,000		2,162,635	78,555,365	△ 49,088,000	129,700,000		△ 2,056,635
					12,059,000	4,019,000	7,200,000		840,000
49,450,500	16,482,000	29,600,000		3,368,500	△ 11,462,500	△ 3,820,000	△ 6,900,000		△ 742,500
49,450,500	16,482,000	29,600,000		3,368,500	596,500	199,000	300,000		97,500

令和2年度茅ヶ崎市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算による茅ヶ崎市の健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和3年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和2年度茅ヶ崎市健全化判断比率報告書

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	1.2	48.2
(11.38)	(16.38)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載する。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載する。

令和2年度茅ヶ崎市資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度決算による茅ヶ崎市の資金不足比率を次のとおり報告する。

令和3年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和2年度茅ヶ崎市資金不足比率報告書

特別会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
公 共 下 水 道 事 業 会 計	—	4,260,884千円
病 院 事 業 会 計	—	9,634,732千円

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。
- 2 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により算定した事業の規模について注記する。

専決処分の報告について

次のとおり令和3年7月15日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金110,300円
- 2 損害賠償の相手方 市外在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和2年2月25日午後4時頃、南湖六丁目12989（茅ヶ崎漁港海岸公園内）において、相手方が柵の横棒に寄りかかったところ、接合部分の金具が腐食していたことで横棒が落下し、相手方が負傷したため、これに対する治療費等を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和3年7月26日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金17,402円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和3年6月28日午後2時28分頃、室田一丁目地内への救急出動において、相手方自宅内で傷病者の観察をしていたところ、玄関横に置いておいたストレッチャー（患者搬送用担架）のタイヤストッパーの踏み込みが浅かったことにより、ストレッチャーが移動して雨どいに接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。